

【現行】

(9) 酒田市南体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	320円
	半面	1時間につき	160円
一般	全面	1時間につき	640円
	半面	1時間につき	320円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料	
中学生以下	1人1回につき	50円
高校生	1人1回につき	100円
一般	1人1回につき	210円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分		使用料	
体育室	全灯使用	1時間につき	310円
	半灯使用	1時間につき	160円

摘要 半面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(9) 酒田市南体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	330円
	半面	1時間につき	160円
一般	全面	1時間につき	660円
	半面	1時間につき	330円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料	
中学生以下	1人1回につき	50円
高校生	1人1回につき	110円
一般	1人1回につき	220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分		使用料	
体育室	全灯使用	1時間につき	310円
	半灯使用	1時間につき	160円

摘要 半面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(8) 酒田市南体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	330円
	半面	1時間につき	160円
一般	全面	1時間につき	660円
	半面	1時間につき	330円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

イ ア以外の場合

使用区分	使用料	
中学生以下	1人1回につき	50円
高校生	1人1回につき	110円
一般	1人1回につき	220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

→ア の使用料に含まれます。